

# 鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)  
号外第41号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則（職員課）…………… 2
	鳥取県予算規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 2
	民生委員法施行細則の一部を改正する規則（福祉保健課）…………… 2
◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程（総務課）…………… 4
	鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程（ク）…………… 5
	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（ク）…………… 5
	鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程（ク）……………11

==== 公布された規則のあらまし ====

◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

- 1 地方公務員法の規定による政治的行為の制限の適用を受ける職として課長補佐を定めることとした。
- 2 この規則は、平成12年 4月 1日から施行することとした。

◇鳥取県予算規則の一部を改正する規則

- 1 主務部長が債務負担行為に係る支出負担行為の事務手続を行う場合、総務部長に対する協議は不要とすることとした。（第22条関係）
- 2 主務部長が歳出予算の令達及び配当替えを行った場合、出納長への通知は不要とすることとした。（第13条、第14条関係）
- 3 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇民生委員法施行細則の一部を改正する規則

- 1 民生委員候補者推薦書及び民生委員候補者推薦調書から、最終学歴の欄を削る等簡素化を図ることとした。（様式第1号、様式第2号関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第72号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2号ウ中「主幹」を「課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第73号

鳥取県予算規則の一部を改正する規則

鳥取県予算規則（昭和39年鳥取県規則第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第24条」に、「第24条」を「第25条」に、「第25条」を「第26条」に改める。

第3章中第13条第2項、第14条第2項及び第22条を削り、第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第4章中第26条を第25条とする。

第5章中第27条を第26条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

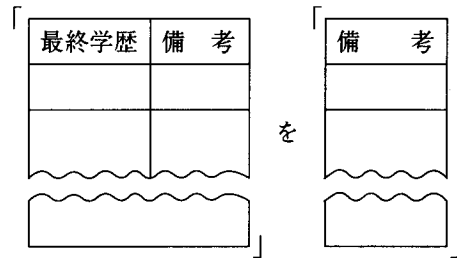
鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第74号

民生委員法施行細則の一部を改正する規則

民生委員法施行細則（昭和29年鳥取県規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第2条関係）」に、



に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

民生委員候補者推薦調書

(1) （ふりがな） 氏 名 生 年 月 日	男 女 才 年 月 日 生 満	(2) 現 住 所	電 話 番
(3) 市町村議会議員 の選挙権	1 有 2 無	(5) 職 業 ( )	勤 務 先
(4) 現 住 所 居 住 年 数	お よ そ 年 間	(7) 現在関係する公職	(8) 主 な 経 歴
(6) 健 康 の 状 態 (既往症: )	1 適 2 否	(11) 世帯員の協力期待の可能性	1 適 2 否
(9) 時間的余裕の程度	1 適 2 否	(13) 賞 罰	(14) 担 当 を 予 想 さ れ る 地 域 の 状 況 (イ) 地 域 名 (ロ) 地 域 の 把 握 程 度 1 適 2 否 (ハ) 世 帯 の 状 況 総 世 帯 数 ..... 被 保 護 世 帯 数 ..... 要 援 護 世 帯 数 ..... 生 活 福 祉 資 金 貸 付 世 帯 数 .....
(10) 当該地域での活動基盤	1 適 2 否		
(12) 地域住民の信望	1 適 2 否		
(15) 児童福祉に対する理解と熱意の程度	1 適 2 否		
(16) 現職再推薦者の状況及び活動実績	(イ) 民生委員在職年数 (方面委員を含む)	自 年 月 日 至 年 月 日 自 年 月 日 至 年 月 日 年 月 間	(ロ) 社会福祉関係法令 に対する理解の程 度 1 適 2 否 (ハ) 現に指導を行って いる対象世帯 被保護世帯 ..... 計 世帯 要援護世帯 .....
	(二) 低所得者の実態把握と援護活動の実績	1 適 2 否	(ホ) 一人暮らし老人、 障害者等の把握と 援護活動の実績 1 適 2 否
	(ヘ) 児童委員としての活動状況	要 保 護 児 童 の 把 握 と 指 導 1 適 2 否 母 子 保 健 及 び 母 子 家 庭 の 援 護 指 導 1 適 2 否 児 童 の 健 全 育 成 活 動 1 適 2 否	
	(ト) 福祉事務所等関係 機関への協力程度	1 適 2 否	(チ) 地域組織活動へ の参加と実績 1 適 2 否

	(リ)民生委員協議会の出席状況 〔50%未満の場合は〕 説明附記のこと	年間開催数 回 出席回数 回	出席率 %	(ヌ) その他現任期中における主な活動実績		
(17) 前任者	(イ)氏 名 年 令	男 女	満 才	(ロ)辞 任 年 月 日	(ハ) 年 月 日	事 由
(18)	推薦会の総合意見及び候補者として推薦されるに至った最も重要な要素又は選考上特に問題となった事項					
(19) ※ 整理番号		(20) 市町村名		(21) 一連番号		

- 記載上の注意
- 1 数字の記入はすべて算用数字を用いること。
  - 2 各項目が求めている事項中、番号を付して表示してあるものはその番号を○でかこむこと。
  - 3 (5)職業欄中( )内は本人が無職の場合、世帯の職業を記入するものであること。
  - 4 (17)前任者欄は一斉改選時における現職再推薦者にあつては記入の必要はないこと。
  - 5 (19)※整理番号は記入しないこと。
  - 6 元委員の場合は(16)の(イ)も記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 病院局管理規程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

### 鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(局総務課の内部組織の設置)

第3条の2 局総務課に、総務係及び経営改善推進係を置く。

第7条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の課長の職務を補佐し、課長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、局総務課に課長補佐を置くことができる。

3 局総務課の内部組織に、その長を置く。

第8条の見出しを「(内部組織の所掌事務)」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同条中同項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

局総務課の内部組織の所掌事務は、課長が定め、局長及び管理者に報告しなければならない。これを変更し

たときもまた同様とする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

**鳥取県病院局管理規程第4号**

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「課長」の次に「、課長補佐」を、「係長」の次に「、副主幹」を加える。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

**鳥取県病院局管理規程第5号**

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第11条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削る。

第13条第2項中「230円」を「290円」に改める。

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、月の1日から末日までの間において医療業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあっては100分の60を、当該日数が1日以上8日未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ同表の下欄に定める額に乗じて得た額とする。

第16条を削り、第17条第2項中「230円」を「290円」に改め、同条を第16条とする。

第18条を削り、第19条を第17条とし、以下2条ずつ繰り上げる。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表 (第3条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	189,000	225,000	243,100	264,300	284,300	306,300	341,300	380,200	430,100
2	137,500	174,400	196,300	233,300	252,300	273,500	293,800	316,600	353,700	392,800	444,800
3	141,900	181,400	203,800	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100	366,100	405,400	459,500
4	146,500	188,900	211,300	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	378,200	418,000	474,300
5	151,800	195,000	219,500	260,400	279,300	301,500	323,700	348,500	390,100	430,700	488,800
6	157,700	200,500	227,600	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200	402,000	443,100	503,200
7	163,800	206,000	235,600	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800	455,300	517,500
8	170,200	211,400	243,200	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100	425,800	466,900	531,800
9	174,800	216,400	249,900	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800	437,600	478,300	546,100
10	178,600	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,300	398,400	448,700	489,400	560,400
11	181,800	225,400	262,800	310,800	331,200	359,000	382,600	408,000	458,800	499,200	571,800
12	184,700	229,800	268,500	318,300	338,900	368,400	391,600	417,600	468,500	508,200	579,200
13	187,500	234,100	274,100	325,500	346,500	377,600	400,300	426,600	476,400	515,800	586,300
14	189,800	237,400	279,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100	522,900	592,500
15	191,900	240,500	284,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700	489,800	527,500	597,300
16	193,500	243,600	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600	494,400		
17		246,600	293,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500	498,900		
18		249,500	297,000	351,600	371,900	408,700	426,000	454,400	503,200		
19		251,500	300,300	354,900	374,900	412,300	429,700	458,300			
20			302,700	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000			
21			304,700	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800			
22			306,700	361,800	383,000	422,800	440,700				
23			308,700	364,100	385,600	426,300					
24			310,700	366,400	388,200	429,900					
25			312,700	368,800	390,900						
26			314,600	371,100	393,700						
27			316,500	373,400							
28			318,500	375,800							
29			320,500								
30			322,500								
31			324,500								
32			326,500								

別表第2 医療職給料表 (第3条関係)

## ア 医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	—	305,100	357,800	439,900
2	241,900	321,700	375,100	453,200
3	252,300	338,500	392,400	465,600
4	268,100	355,400	409,700	477,800
5	284,900	372,400	422,900	489,600
6	301,300	389,600	436,300	501,300
7	317,100	406,800	449,300	512,400
8	333,100	419,800	461,600	523,000
9	348,400	431,500	473,500	533,600
10	361,600	442,400	484,700	543,600
11	374,800	452,200	495,700	553,600
12	387,600	461,600	506,400	562,800
13	397,100	470,800	516,400	571,600
14	406,200	479,800	526,400	580,500
15	413,700	488,700	535,100	589,100

16	418,500	497,500	543,800	597,800
17	423,100	503,800	552,400	605,900
18	425,800	508,800	559,300	612,600
19		513,100	566,000	617,900
20		516,600	570,800	622,700
21		520,200	575,600	
22		523,800	580,300	
23		527,300	584,500	
24		530,900	588,800	

イ 医療職給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	211,100	235,700	273,500	316,600	353,500
2	142,100	180,400	218,500	244,200	283,200	327,100	365,500
3	147,700	187,200	226,400	252,900	292,900	337,500	377,500
4	154,600	194,100	234,500	261,700	302,800	347,800	389,400
5	161,500	201,100	242,900	270,400	312,700	358,100	401,200
6	169,200	207,900	251,400	279,100	322,600	368,000	413,000
7	176,900	214,900	260,000	288,000	332,700	377,800	425,100
8	183,400	221,900	268,600	296,900	342,600	387,600	437,100
9	189,900	228,900	277,200	305,900	352,300	397,400	448,600
10	195,500	236,400	285,700	314,900	361,800	407,200	459,000
11	201,100	243,500	294,200	323,700	371,100	417,000	468,800
12	206,500	250,400	302,500	332,200	379,800	426,000	476,900
13	211,800	257,000	310,600	340,200	388,600	434,300	483,500
14	216,700	263,600	318,500	348,000	396,600	440,500	490,100
15	221,200	269,300	326,000	355,400	402,800	446,500	496,900
16	225,700	274,800	333,200	361,400	408,800	450,500	501,100
17	230,000	280,000	339,900	366,600	413,500	454,400	505,400
18	234,300	285,200	346,000	371,300	418,200	458,300	
19	237,700	289,800	350,100	374,900	422,100	462,000	
20	240,800	294,300	354,200	378,400	425,700	465,800	
21	243,800	297,600	357,800	381,700	429,200		
22	246,200	300,100	360,500	384,700	432,700		
23	248,100	302,500	363,200	387,500	436,300		
24		304,300	365,600	389,900			
25		306,100	367,900	392,300			
26		307,900	370,000	394,900			
27		309,800	372,100	397,700			
28		311,700	374,300				
29			376,500				
30			378,900				

ウ 医療職給料表(3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	226,900	250,800	283,000	320,700	354,500
2	155,500	182,900	234,200	258,300	291,700	330,500	366,500
3	161,100	191,500	242,800	265,900	300,400	340,800	378,500
4	167,100	200,900	250,400	273,500	309,100	351,400	390,500
5	173,400	207,000	257,900	281,200	318,000	361,800	402,400
6	181,800	213,300	265,400	289,200	326,800	371,700	414,700
7	190,400	219,600	272,900	297,200	335,500	381,600	427,200
8	199,200	226,500	280,400	305,300	344,000	391,400	438,900

9	204,600	233,800	288,000	313,500	351,800	401,300	450,300
10	210,100	242,000	295,800	321,700	359,600	411,400	461,200
11	215,700	249,500	303,600	329,700	367,300	421,700	471,800
12	221,400	257,000	311,400	337,400	374,900	431,200	481,200
13	227,400	264,500	318,900	344,700	382,600	439,900	489,300
14	233,600	272,000	326,200	351,800	390,200	448,700	497,300
15	239,600	279,400	333,300	358,800	397,800	457,400	505,200
16	245,400	286,800	339,900	365,600	405,000	465,400	512,400
17	251,200	294,200	346,400	372,100	411,900	473,400	517,300
18	256,900	301,500	352,500	378,400	418,000	481,200	521,600
19	262,700	308,600	358,500	384,600	422,800	488,400	525,600
20	268,300	315,700	364,500	390,400	427,100	493,200	
21	273,500	322,700	370,400	395,800	431,400	497,400	
22	278,600	328,900	376,100	400,800	435,300	501,100	
23	282,900	334,900	381,300	404,700	438,800		
24	287,500	340,900	386,400	408,200	441,500		
25	291,600	346,500	390,600	411,500			
26	295,700	350,400	393,900	414,900			
27	299,300	353,900	397,000	417,900			
28	302,600	357,000	399,900	420,500			
29	305,100	359,700	402,700				
30	307,200	361,800	405,500				
31	309,000	363,900	408,000				
32	310,900	365,900					
33	312,900	367,900					
34	314,900	370,000					
35	316,800	372,100					
36	318,700	374,400					
37	320,600	376,800					
38	322,700	379,200					
39	324,700						
40	326,800						
41	328,800						

別表第3 現業職給料表 (第3条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	123,300	225,000	270,500	323,700
2	127,000	233,300	279,300	333,900
3	130,900	242,000	288,200	344,100
4	134,800	251,100	297,000	354,100
5	137,500	260,400	305,700	363,800
6	141,900	269,100	314,400	373,300
7	146,500	288,200	320,700	382,600
8	151,800	297,000	330,300	391,600
9	157,700	305,700	339,900	400,300
10	163,800	314,400	349,400	408,000
11	170,200	320,700	359,000	417,600
12	181,400	330,300	368,400	426,600
13	188,900	339,900	377,600	434,700
14	195,000	349,400	386,600	440,700
15	200,500	359,000	394,300	446,600
16	211,300	368,400	400,000	450,500
17	219,500	377,600	405,200	454,400
18	227,600	386,600	413,100	458,300
19	235,600	394,300	418,000	462,000
20	243,200	400,000	422,300	465,800



21	260,400	405,200	426,000
22	269,100	408,700	429,700
23	277,800	412,300	433,300
24	286,300	415,800	437,000
25	294,700	419,300	440,700
26	305,700	422,800	
27	314,400	426,300	
28	322,900	429,900	
29	331,200		
30	338,900		
31	346,500		
32	353,800		
33	359,600		
34	364,500		
35	368,500		
36	371,900		
37	374,900		
38	377,800		
39	380,400		
40	383,000		
41	385,600		
42	388,200		
43	390,900		
44	393,700		

別表第4の4級の項第2号及び5級の項第2号中「主幹」を「副主幹」に改め、同表の6級の項から8級の項までを次のように改める。

6 級	(1) 総務課（病院の総務課を除く。以下「局総務課」という。）の課長補佐の職務 (2) 病院の課長又は室長の職務 (3) 主幹の職務 (4) 困難な業務を処理する係長の職務 (5) 困難な業務を処理する副主幹の職務 (6) 主任の職務
7 級	(1) 局総務課の困難な業務を処理する課長補佐の職務 (2) 病院の困難な業務を処理する課長又は室長の職務 (3) 困難な業務を処理する主幹の職務
8 級	(1) 局総務課の課長の職務 (2) 病院の部長又は次長の職務

別表第8アを次のように改める。

ア 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,300円
2 級	8,200円。ただし、2号給 8,118円
3 級	9,900円。ただし、1号給 9,499円 2号給 9,832円
4 級	10,600円
5 級	11,500円
6 級	12,400円

7 級	13,500円
-----	---------

別表第8イ中「10,000円」を「10,100円」に、「11,100円」を「11,200円」に改める。

別表第9中「第22条関係」を「第20条関係」に改める。

別表第10を次のように改める。

別表第10 (第14条関係)

職 種	額
院長	月額 75,000円
副院長	月額 68,000円
部長	月額 56,000円
医長及び副医長のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの	月額 44,000円
医長及び副医長のうち医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの	月額 37,000円
医師及び歯科医師	月額 30,000円

別表第11中「(第19条関係)」を「(第17条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の変更等)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、その者の施行日の前日における給料月額に対応する附則別表のアからオまでの表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表 最高号給を超える給料月額の変更表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額
195,100	194,400	253,500	252,700	328,500	328,300	378,200	378,000	396,500	396,300	433,500	433,200	444,400	444,100
196,700	196,000	255,500	254,700	330,500	330,300	380,600	380,400	399,300	399,100	437,100	436,800	448,100	447,800
198,300	197,600	257,500	256,700	332,500	332,300	383,000	382,800	402,100	401,900	440,700	440,400	451,800	451,500
199,900	199,200	259,500	258,700	334,500	334,300	385,400	385,200	404,900	404,700	444,300	444,000	455,500	455,200
201,500	200,800	261,500	260,700	336,500	336,300	387,800	387,600	407,700	407,500	447,900	447,600	459,200	458,900

8 級		9 級		10 級		11 級	
新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額
469,600	469,300	507,500	507,300	532,100	532,100	602,100	602,100
473,400	473,100	511,800	511,600	536,700	536,700	606,900	606,900
477,200	476,900	516,100	515,900	541,300	541,300	611,700	611,700
481,000	480,700	520,400	520,200	545,900	545,900	616,500	616,500
484,800	484,500	524,700	524,500	550,500	550,500	621,300	621,300

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額
円	円	円	円	円	円	円	円
428,500	426,900	534,500	534,200	593,100	592,800	627,500	627,300
431,200	429,800	538,100	537,800	597,400	597,100	632,300	632,100
433,900	432,700	541,700	541,400	601,700	601,400	637,100	636,900
436,600	435,600	545,300	545,000	606,000	605,700	641,900	641,700
439,300	438,500	548,900	548,600	610,300	610,000	646,700	646,500

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
250,000	249,200	313,600	313,200	381,300	381,100	400,500	400,300	439,900	439,600	469,600	469,300	509,700	509,400
251,900	251,100	315,500	315,200	383,700	383,500	403,300	403,100	443,500	443,200	473,400	473,100	514,000	513,700
253,800	253,000	317,400	317,200	386,100	385,900	406,100	405,900	447,100	446,800	477,200	476,900	518,300	518,000
255,700	254,900	319,300	319,200	388,500	388,300	408,900	408,700	450,700	450,400	481,000	480,700	522,600	522,300
257,600	256,800	321,200	321,200	390,900	390,700	411,700	411,500	454,300	454,000	484,800	484,500	526,900	526,600

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
330,800	330,500	381,600	381,300	410,500	410,200	423,100	422,800	444,200	443,900	504,800	504,500	529,600	529,400
332,800	332,500	384,000	383,700	413,000	412,700	425,700	425,400	446,900	446,600	508,500	508,200	533,600	533,400
334,800	334,500	386,400	386,100	415,500	415,200	428,300	428,000	449,600	449,300	512,200	511,900	537,600	537,400
336,800	336,500	388,800	388,500	418,000	417,700	430,900	430,600	452,300	452,000	515,900	515,600	541,600	541,400
338,800	338,500	391,200	390,900	420,500	420,200	433,500	433,200	455,000	454,700	519,600	519,300	545,600	545,400

オ 現業職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額
円	円	円	円	円	円	円	円
396,500	396,300	433,500	433,200	444,400	444,100	469,600	469,300
399,300	399,100	437,100	436,800	448,100	447,800	473,400	473,100
402,100	401,900	440,700	440,400	451,800	451,500	477,200	476,900
404,900	404,700	444,300	444,000	455,500	455,200	481,000	480,700
407,700	407,500	447,900	447,600	459,200	458,900	484,800	484,500

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

**鳥取県病院局管理規程第6号**

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項中「主幹」を「課長補佐」に改める。

第71条第1号中「総務課にあつては、」及び「課長、主幹、病院にあつては、」を削り、「係長」を「課長補佐、係長」に改める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。